

設立：1980年4月

目的：訪問販売取引における購入者等の利益保護及び業界の健全発展

会員：159（正会員137・賛助会員22）

経緯：1979年4月 訪販事業者協議会発足

1980年4月 同協議会を発展解消し社団法人設立

1988年5月 法改正（業界の自主規制組織として位置付）

2008年6月 法改正（消費者救済基金を創設）

2012年4月 公益社団法人へ移行

主
な
活
動

○ 倫理綱領

- ・ 会員及び販売員が遵守すべき事項として倫理綱領を制定（1980年）
- ・ 倫理綱領を具現化するものとして自主行動基準及び禁止行為規程を作成（2002年）
- ・ 過量販売や高齢者等の判断力不足に起因する苦情の防止に資する規定を追加（2005年）
- ・ 通常、過量に当たらないと考えられる分量の目安を作成（2009年）
- ・ 改定検討中→高齢者保護強化のため「締結前の契約内容等の確認の徹底」「勧誘開始前の判断力有無等の確認」他

○ 販売員教育

- ・ JDSA教育登録制度は販売員の資質向上を目的とし教育等を終えた者を協会へ登録。現在の登録者数約80万人。
- ・ 広報：玄関・門扉等、来訪者の目につく場所に貼付する「販売員の登録証をお持ちですか？ステッカー」を全国の自治体や自治会等の協力を得て無料配布を実施。2013年度配布数は34,113枚。

○ 苦情受付

- ・ 訪問販売ホットラインを開設（土日祝日除く10時～16時半。担当相談員2～3人）。2013年度479件。
- ・ 2013年度は仙台、2014年度は福岡において臨時電話（2日間）を設置し相談受付を実施。
- ・ 未解決苦情は学識者で構成する苦情検討会等が担当。会員に対する再発防止の措置は倫理審査委員会等が担当。
- ・ 相談情報の活用：季報、年報を配布する他、商品別リポート等を作成し研究会や懇談会等で報告。相談事例集。
- ・ 電話番号の広報：全国NTT電話帳タウンページ、登録証ステッカー、消費者向けパンフレット等による。

○ 訪問販売消費者救済基金制度

会員がその訪問販売業務で締結した契約の解約等に応じながらも既払金を返還しない場合に、当協会の第三者委員会が審査し返還しない正当な理由がないと判定したときは当協会の基金が返金する制度。返金額上限100万円／1件当り。原資は会員が負担（60万円／1社）。基金規模は約1億1千万円。

○ 消費者啓発

各地の啓発講座等へ講師を派遣（2014年度16回）、高齢者パンフレット配布（2013年度141,345部）など。